

児童クラブの育成料の減免について

茅ヶ崎市では、申請のあった保護者の世帯の課税状況に応じて、児童クラブの利用に係る料金(育成料)を減免する制度を実施しています。

1. 対象となる世帯と減免額

茅ヶ崎市児童クラブに通所している児童のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する世帯です。

区分	減免額
(1)被生活保護世帯	育成料全額
(2)市民税非課税世帯	
(3)市民税均等割のみ課税世帯	育成料2分の1

※延長保育料、おやつ代等は減免されません。

※(2)(3)に関して、令和7年度の市民税課税状況等を確認し審査します。

※ 同一住所に住民登録はないが、同一生計者としての親族等がいる場合(単身赴任等)は世帯に含まれます。

2. 減免期間

令和7年7月1日 から 令和8年6月30日

※ 小学6年生は令和8年3月 31 日までとなります。

※ 令和7年6月まで減免されている方も、自動継続ではありませんので、再度申請が必要です。

3. 申請方法と期間

右の二次元バーコードを読み取るか、URL を直接入力して申請してください。

添付資料が必要な場合(裏面参照)、スキャンしたものを添付していただきますのでお手元にご準備してから手続きを開始してください。

URL:https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142077-u/offer/offerList_detail?tempSeq=96848



申請期間	減免開始時期
令和7年5月16日(金)～5月31日(土) ※1	令和7年7月分から
令和7年6月1日(日) ※1 ～6月30日(月)	令和7年7月分から ※2
令和7年7月1日(火)以降	申請月の翌月から ※3



※1 土日は市役所閉庁日のため、5月31日(土)、6月1日(日)については、青少年課窓口で書面による申請はできません。

※2 NPO 法人ちがさき学童保育の会管理のクラブのみ、7月分の育成料は一旦口座振替にて徴収されますが、減免の対象となった場合は後日還付いたします。

(対象学区:鶴が台、鶴嶺、今宿、浜之郷、梅田、茅ヶ崎、東海岸、西浜、柳島)

※3 申請期間を過ぎた場合、申請日の翌月からの減免となります。(遡っての減免は行いません)

※ 振替不能となった場合には、保護者負担にて手数料が発生しますのでご注意ください。

4. 必要書類

申請区分	令和7年1月1日現在の 住民登録地	必要書類
被生活保護世帯		生活保護受給証明書 ※1 (生活支援課で取得できます)
市民税非課税世帯 市民税均等割のみ課税世帯	茅ヶ崎市	添付資料なし ※2
	茅ヶ崎市以外	市区町村民税課税(非課税)証明書 ※3 (令和7年1月1日現在お住まいの市区町村で取得できます)

※1 生活保護受給証明書は、発行日から1ヶ月以内のものを添付してください。

※2 令和7年1月1日現在に茅ヶ崎市在住の方でも、茅ヶ崎市に令和7年度の所得の申告をされていない方は、減免申請の前に、市民税課にて所得の申告が必要です。(所得の申告には本人確認書類や収入が分かるものが必要です。詳細は市民税課に確認をしてください。)

※3 市区町村民税課税(非課税)証明書を取得する場合は、個人情報保護等により申請者の本人確認ができる証明等(代理人についても同じ)が必要となる場合がありますので、事前に関係窓口へ確認をしてください。

書類に不備があったり添付書類が不足している場合は、減免の決定ができません。

Q&A <よくある質問と答え>

Q1: 祖父母と同居しています。児童の保護者(父母)は非課税ですが、祖父は課税されています。減免は受けられますか？

A1: 住民票上同一世帯の方全員が、非課税か均等割のみ課税である場合に減免の対象となります。所得割額が課税されている祖父母と住民票が一緒の場合は、同一世帯と判断するため減免の対象にはなりません。

Q2: 母子家庭ですが、市民税は課税されています。減免されますか？

A2: ひとり親(母子、父子)世帯が減免の対象理由にはなりません。所得割額が課税されている場合は、減免の対象にはなりません。



電子申請なら自宅から申請ができます！
紙での申請を希望する場合は、市役所青少年課までお越しください。

問い合わせ先・申請窓口

茅ヶ崎市教育推進部 青少年課 児童クラブ担当
(茅ヶ崎市役所分庁舎 3 階 5 番窓口)
電話:0467-81-7228

